

IPCC 第 6 次報告書 第 3 作業部会報告の概要

事務局

IPCC 第 6 次報告書は、第一作業部会による「自然科学的根拠」に係る報告、第二作業部会による「影響・適応・脆弱性」に係る報告に続き、この 4 月に第三作業部会から「気候変動の緩和」に係る報告が出された。ここでは、第三作業部会からの報告の概要を、国立環境研究所増井利彦氏らが作成した「IPCC 第 6 次報告書 第 3 作業部会報告書 政策決定者向け要約 解説資料」から抜粋して紹介する（※は事務局追加）。なお、解説資料全文は https://www-iam.nies.go.jp/aim/pdf/IPCC_AR6_WG3_SPM_220405.pdf で見ることができる。

- 緩和策の取組は進んでいるものの、世界の GHG 排出量は依然として増加しており、現状の NDC 目標では 1.5℃目標どころか、2℃目標の達成すら難しい。
 - ※ NDC…パリ協定に参加する各国が国連に提出する国別削減目標
 - ※提示されたグラフ（図 SPM.4）では、現在提出されている 2030 年 NDC では「実施済みの政策からの傾向」より若干排出量が抑えられるが、2℃さらに 1.5℃に抑えるには、より早期に削減に転じる経路を取る（削減目標を高める）NDC が必要であることが示されている。
- その一方で、少なくとも 18 か国が生産と消費に伴う CO₂ の排出削減を 10 年以上の長期にわたって持続している。
 - ※日本は 2013 年をピーク（14 億 800 万トン）に毎年減少しているが、2020 年（11 億 5000 万トン）までと 10 年には至っていない。
- 脱炭素技術のコストは大幅に低減しつつあるなど、緩和策が世界的に進展を見せている。
 - ※脱炭素技術として示されているのは太陽光発電、風力発電、バッテリー・電気自動車などで、グラフ（図 SPM.3）ではこれらは 2010 年以降継続的に単価が低下し、導入量も大幅に加速していることが示されている。
 - ※緩和のための政策・法律の世界的状況として、例えば、炭素税・排出量取引は世界の 2020 年の GHG 排出量の 20% をカバー、GHG 排出量削減を主目的とした気候法は 56 か国で整備され世界の 2020 年の GHG 排出量の 53% をカバー、低炭素技術やインフラへの投資も増加していることが示されている。
- 1.5℃経路の実現のためには、世界の GHG 排出量は遅くとも 2025 年までにピークに達し、2030 年までに 4 割程度の削減（2019 年比）を達成し、2050 年代までに CO₂ 排出量をネットゼロにする必要があり、脱炭素技術の大規模な普及だけでなく、社会の変容をも含む、これまでに類をみないシステムトランジションが求められる。
- 緩和策による削減可能性は、エネルギーや財の供給側だけではなく、需要側の取組や生活様式の変容にも大きな可能性がある（2050 年の GHG 排出量を 40～70% 削減）。
 - ※バランスのいい持続可能で健康な食生活への転換、食品ロスの削減、過剰消費の抑制、長寿命・修理可能な製品の使用、テレワーク・在宅勤務、徒歩や自転車利用など個人の生活様式の変容も効果的であることが示されている。
 - ※それら個人の行動変容を促進する情報提供や交通システム、都市計画などインフラ整備も有効とされている。

- 早期の野心的な取組は、気温上昇及びオーバーシュートの低減に繋がる。そして、それを実現するための対策オプションは存在している（100米ドル/tCO₂以下の緩和策だけで、2030年の排出量を2019年比半減するポテンシャルを有する）。
 - ※現在既に市場から入手可能な緩和策（削減対策）として、各種エネルギー需給や農林業・土地利用策等が挙げられているが、その内、太陽光発電や風力発電は安価で削減ポテンシャルが高いこと、一方でCCS（二酸化炭素回収・貯留の技術）やBECCS（回収・貯留付バイオマス発電）は高価で削減ポテンシャルも低いことが示されている。
- 1.5℃経路を追及しても、経済成長が停滞するようなことはない。GDPが2050年にかけて2倍程度になるところ、1.5℃経路の実現のための緩和策の実装により、そこから3～4%程度低減するに過ぎない。
- 1.5℃経路の実現に向けては、技術や経済の面だけでなく、社会、文化、制度など様々な面において障壁が立ちはだかる。緩和策を早期に展開することは、障壁の低減することに繋がり、1.5℃経路の実現性を高めることになる。
- ガバナンス、制度能力、行動変容、イノベーション、政策、ファイナンスなど、可能にする条件を強化することは、分野や目的を超えたシナジーなどによって、緩和策を加速させることができる。
 - ※制度能力…緩和策を強化するように設計された制度の規模や適用範囲、手段。
 - ※シナジー…2つ以上のものなどが、相互に作用し合い、それぞれの効果や機能を高めること。
 - ※気候ガバナンスについては、複数の政策領域が統合され、国と地方の政策決定レベルでの連携や多様なステークホルダーの積極的関与により効果がもたらされる。
- 緩和策の大規模展開の実現を可能にする条件の一つである「ファイナンス」は、現状の資金のフローは必要な水準を下回っている。明確な政策の選択肢と政府と国際社会からのシグナルは資金フローの拡大に繋がる。
 - ※資金についての課題として、開発途上国への支援不足が大きい。
- 気候変動問題は、持続的でない生産・消費行動が引き起こしたものであり、その気候変動が人々の健康・生活を脅かしている。野心的な気候行動なくして、持続可能な発展はない。
- 緩和策だけを行うよりも、SDGs・適応策と組み合わせの方がより多くの削減機会を増やすことにつながる。また、社会的配慮を行うことが緩和策の受容性の向上につながる。
 - ※日本の企業、自治体や学校ではSDGsへの取組が盛んだが、気候変動と関連付けられることは少ない。当会ではこの両者を関連付けた資料を作成している。 <http://www.kanbun.org/sdgs/sdgs.html>
- 衡平性への配慮や、全ての規模における意思決定への全ての関係者の幅広く有意義な参加は、社会的信頼を築き、変革への支持を広め、広げうる。
 - ※衡平性への配慮…人々による違いを前提として、目的を達成するため、その違いに応じた異なる待遇を取るよう配慮する。国連気候変動枠組条約では「締約国は、衡平の原則に基づき、かつ、それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力（共通だが差異ある責任）に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべき」との原則を掲げている。
 - ※日本では一般市民の意思決定への有意義な参加が制度的にも実態としても欧米より遅れており、それが政策への信頼、変革への支持の広がりや妨げている。